

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和7年 第6回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和7年9月22日（月） 16時00分 開会 16時20分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、穴戸事務局次長
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	（1）委員長挨拶 （2）議案審議 議案第1号 湧別町議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数について 議案第2号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について （3）審議結果 議案第1号及び議案第2号は原案のとおり議決。
会 議 資 料	令和7年第6回湧別町選挙管理委員会議案
会 議 録	■ 有 （ □全文筆記 ■要点筆記 ） □ 無
備 考	

令和7年 第6回選挙管理委員会会議録

会 議 日 時	令和7年9月22日（月） 午後 4時00分開始 午後 4時20分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 委 員 の 氏 名	森 谷 重 俊 高 橋 直 司 西 原 沙智恵 近 藤 優 子	委 員 会 に 参 与 し た 書 記 等 の 氏 名	坂本事務局長 穴戸事務局次長
欠 席 委 員 の 氏 名	無し		
付 議 事 件	議案第 1 号 湧別町議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数について 議案第 2 号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について		
議 事 の 経 過			
・ 議案第 1 号及び議案第 2 号は原案どおり議決。			

令和 7 年

第 6 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 7 年 9 月 2 2 日 (月)

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件 名	頁 数
議 案 第 1 号	湧別町議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数の変更について	1
議 案 第 2 号	湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について	2

議案第 1 号

湧別町議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数について

令和 7 年 1 0 月 1 9 日執行の湧別町議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数を湧別町選挙ポスター掲示場設置規程（平成 2 1 年選挙管理委員会告示第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により第 5 回選挙管理委員会議案第 9 号において 1 6 区画と定めたが、次のとおり改める。

記

湧別町議会議員選挙ポスター掲示場の掲示区画数 1 8 区画

令和 7 年 9 月 2 2 日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

議案第 2 号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 7 年 9 月 2 2 日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

提案理由

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 7 条の 2 の規定に基づき湧別町選挙事務取扱規程（平成 2 1 年選挙管理委員会告示第 2 号。以下「規程」という。）第 1 6 8 条に定める当委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額については、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「政令」という。）で定める基準に従い、規程において定めているが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 2 7 号）が令和 7 年 6 月 2 8 日に施行され、政令で定める額等が改正されたことから、規程に定める額等を改正するものである。

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

湧別町選挙事務取扱規程（平成21年選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この規程は、公職選挙法<u>（昭和25年法律第100号）</u>その他の法令に基づき、湧別町選挙管理委員会が所管すべき選挙に関する事務について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において「法」とは公職選挙法を、「令」とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）を、「委員会」とは湧別町選挙管理委員会をいう。 （実費弁償及び報酬の額） 第168条 法第197条の2の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額は、次に掲げる額とする。 （1） 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア及びイ 略 ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ 略 オ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき<u>23,000円</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、公職選挙法その他の法令に基づき、湧別町選挙管理委員会が所管すべき選挙に関する事務について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において「法」とは公職選挙法<u>（昭和25年法律第100号）</u>を、「令」とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）を、「委員会」とは湧別町選挙管理委員会をいう。 （実費弁償及び報酬の額） 第168条 法第197条の2の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額は、次に掲げる額とする。 （1） 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア及びイ 略 ウ 略 エ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき<u>12,000円</u>

改 正 後	改 正 前
カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u> キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u> (2) 略 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 第1号の<u>アからエ</u>までに掲げる額 イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき<u>20,000円</u> (4) 選挙運動に従事する者（法第197条の2第2項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>15,000円</u> イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者</u> 1日につき<u>20,000円</u>	オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u> カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u> (2) 略 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号の<u>ア、イ及びウ</u>に掲げる額 イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき<u>10,000円</u> (4) 選挙運動に従事する者（法第197条の2第2項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>10,000円</u> イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき<u>15,000円</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年 月 日

湧別町選挙管理委員会

委員長

その他

○次回選挙管理委員会等の日程について

【年内の選挙管理委員会等の開催予定】

- ・湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙に係る投票用紙の印刷及び裁断に係る立ち合い

(1) 日 程 10月上旬
(2) 場 所 未定

- ・湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙関係

(1) 開催日時 令和7年10月13日(月) 午前10時00分
(2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
(3) 予定案件 選挙時登録等

- ・立候補届出受理

(1) 日 時 令和7年10月14日(火) 午前8時00分
(受付時間：午前8時30分～午後5時00分)
(2) 場 所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室

- ・湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙関係

(1) 開催日時 令和7年10月14日(火) 午後5時15分
(2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
(3) 予定案件 湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序の決定 等

- ・湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙関係

(1) 開催日時 令和7年10月16日(木) 午後5時15分
(2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
(3) 予定案件 湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙における選挙立会人の決定について

※届出が10人を超える場合に開催いたします。

・湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙関係

- (1) 開催日時 令和7年10月19日(日) 選挙会終了後
- (2) 開催場所 文化センターTOM 研修室
- (3) 予定案件 当選人決定

※どちらか一方又は両方が無投票となった場合は、翌日上湧別コミュニティセンター 2階中会議室において選挙会終了後に開催する。

・当選証書付与式

- (1) 開催日時 令和7年10月20日(月) 午前10時00分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階大会議室

・選挙管理委員会委員長選挙

- (1) 開催日時 令和7年11月25日(火) 午前10時00分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 選挙管理委員会委員長の選挙及び職務代理者の指定

・北海道政治講座

- (1) 開催日時 令和7年11月28日(金) 予定 時間未定
- (2) 開催場所 未定

・定時登録

- (1) 開催日時 令和7年12月1日(月) 午前10時00分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 定時登録等